

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年国勢調査調査票等審査事務に係る労働者派遣業務

(2) 入札業務の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 10 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 派遣期間

上記 (3) の期間のうち、県が指定する期間

(5) 派遣予定の人数

26 人（254 日）

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（派遣労働者 1 名につき 1 時間当たりの時間単価）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告

示第 454 号) に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) 島根県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (9) 厚生労働省委託事業の優良派遣事業者認定制度による「優良派遣事業者」として認定されている者であること。
- (10) これまでに国又は地方公共団体等において、種類と規模を同じくする労働者派遣業務を受託し、確実に履行した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県政策企画局統計調査課 人口統計係
電話 0852-22-6076
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
本公告の日から令和 7 年 9 月 16 日(火)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。)
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和 7 年 10 月 2 日(木) 午前 11 時
イ 場所 島根県職員会館 教養室 2
ウ 開札 即時
エ その他 郵送による入札は認めない。

4 資格審査の申請手続

- (1) この入札に参加をする者は、最初に入札説明書に規定する書類を添付のうえ提出し、入札参加資格の確認をうけなければならない。
- (2) 提出期限 令和 7 年 9 月 24 日(水) 午後 5 時
- (3) 提出場所 上記 3 (1) に同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)
- (5) その他
ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とする。
イ 提出された申請書等は、返却しない。
ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途には使用しない。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
次の算出方法により算出した金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和 39 年島根県規則第 22 号)第 61 条の 2 各号のいずれかに該

当する場合は、免除する。

算出方法：入札単価×7.75×254×1.10

(3) 契約保証金

次の算出方法により算出した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

算出方法：入札単価×7.75×254×1.10

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県政策企画局統計調査課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。